定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月二十八日

滋賀県栗東市高野三〇五

三恵工業株式会社

代表取締役　小西庄次郎

株式併合につき通知公告

当社は、株式十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年六月十二日であり、同日における発行可能株式総数は五千万株となります。

平成二十七年五月二十八日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス

代表取締役　吉村　元久

限定承認公告

本籍埼玉県久喜市上内四七八番地一、最後の住所埼玉県久喜市上内四七八番地わし宮団地三街区一七棟一〇四号

相続財産管理人　上野　光一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十八日

埼玉県久喜市上内四七八番地わし宮団地三街区一七棟一〇四号

相続財産管理人　上野　光一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十八日

埼玉県久喜市上内四七八番地一、最後の住所埼玉県久喜市上内四七八番地わし宮団地三街区一七棟一〇四号

被相続人　亡　上野　清一

右被相続人は平成二十七年一月五日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十五日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

埼玉県久喜市上内四七八番地わし宮団地三街区一七棟一〇四号

被相続人　亡　上野　清一

右被相続人は平成二十七年一月五日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十五日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目二番二号小大丸ビル一階　富士商行株式会社

代表取締役　喜多　利之

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十七年六月十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で当社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は五千万口とする。

六、消却の方法

優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金五千万円

平成二十七年五月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

正誤

ページ	段	行	誤	正
四四七	下	四	「並びに次条」を削る。	

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）内閣府告示第四十九号（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等）

（原稿誤り）

六三〇ページ表中チーム保育加配加算の欄は次のとおりの誤り。

チーム保育加配加算 ※加配１人当たり単価	
	処遇改善等加算
29,720×加配人数	290×加算率×加配人数
17,830×加配人数	170×加算率×加配人数
12,730×加配人数	120×加算率×加配人数
9,900×加配人数	90×加算率×加配人数
7,430×加配人数	70×加算率×加配人数
5,940×加配人数	50×加算率×加配人数
4,950×加配人数	40×加算率×加配人数
4,240×加配人数	40×加算率×加配人数
3,710×加配人数	30×加算率×加配人数
3,300×加配人数	30×加算率×加配人数
2,970×加配人数	20×加算率×加配人数
2,470×加配人数	20×加算率×加配人数

六三一ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
	処遇改善等加算
17,580	170×加算率
10,550	100×加算率
7,530	70×加算率
5,860	50×加算率
4,390	40×加算率
3,510	30×加算率
2,930	20×加算率
2,510	20×加算率
2,190	20×加算率
1,950	10×加算率
1,750	10×加算率
1,460	10×加算率

六三二ページ表中チーム保育加配加算の欄は次のとおりの誤り。

チーム保育加配加算 ※加配１人当たり単価	
	処遇改善等加算
28,820×加配人数	280×加算率×加配人数
17,290×加配人数	170×加算率×加配人数
12,350×加配人数	120×加算率×加配人数
9,600×加配人数	90×加算率×加配人数
7,200×加配人数	70×加算率×加配人数
5,760×加配人数	50×加算率×加配人数
4,800×加配人数	40×加算率×加配人数
4,110×加配人数	40×加算率×加配人数
3,600×加配人数	30×加算率×加配人数
3,200×加配人数	30×加算率×加配人数
2,880×加配人数	20×加算率×加配人数
2,400×加配人数	20×加算率×加配人数

六三四ページ表中チーム保育加配加算の欄は次のとおりの誤り。

1,250	10×加算率
1,090	10×加算率
970	9×加算率
870	8×加算率
790	7×加算率

2,120×加配人数	20×加算率×加配人数
1,850×加配人数	10×加算率×加配人数
1,650×加配人数	10×加算率×加配人数
1,480×加配人数	10×加算率×加配人数
1,350×加配人数	10×加算率×加配人数

2,050×加配人数	20×加算率×加配人数
1,800×加配人数	10×加算率×加配人数
1,600×加配人数	10×加算率×加配人数
1,440×加配人数	10×加算率×加配人数
1,310×加配人数	10×加算率×加配人数

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十八日付第一一九号　月七日付衆会第一四号二四

六四ページ●同日付政府調達第九八号一六ページ●四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）